

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

# 『2年版 年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務』

## お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

### 記

【1】28ページ（表内）

の所得  
速得  
算税  
表額

#### 所得税額の速算表

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
③ ①と②がある場合	①と②で求めた控除額の合計額	50,000円以下 その合計額の全額
		50,000円超 一律に50,000円

- (注) 1 ここでの地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をいいます。  
 2 一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。  
 3 地震保険料の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

#### 〈控除額一覧〉

区 分	控 除 額	
(1) 基礎控除	最高480,000円（次表を参照）	
基礎控除額は、所得者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。		
所得者の合計所得金額	基礎控除額	
2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	
(2) 配偶者控除	最高380,000円（次表を参照）	
一般の控除対象配偶者	最高480,000円（次表を参照）	
老人控除対象配偶者	最高480,000円（次表を参照）	
配偶者控除額は、所得者及び配偶者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。		
所得者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控除額
900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円以下	38万円	26万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円
16万円		
(3) 配偶者特別控除	最高380,000円（次表を参照）	
配偶者特別控除額は、所得者及び配偶者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。		
所得者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控除額
900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円
95万円超 100万円以下	26万円	24万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円
133万円超	0円	0円
〔※〕「控除対象配偶者」を有する場合には、「配偶者特別控除」を受けることができませんので注意してください。		
(4) 扶養控除	一般の控除対象扶養親族	380,000円
	特定扶養親族	630,000円
	老人扶養親族	480,000円
	同居老親等	580,000円
(5) 障害者控除	一般の障害者	270,000円
	特別障害者	400,000円
	同居特別障害者	750,000円
(6) 寡婦控除	ひとり親に該当しない寡婦	270,000円
(7) ひとり親控除		350,000円
(8) 勤労学生控除		270,000円

【誤】 38万円以下

【正】 48万円以下

【2】122ページ（表内）

⑥ 基礎控除

[誤]

所得者の 合計所得金額	2,400 万円以上	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下
基礎控除額	48 万円	32 万円	16 万円

[正]

所得者の 合計所得金額	2,400 万円 <b>以下</b>	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下
基礎控除額	48 万円	32 万円	16 万円

【3】144ページ（見出し）

[誤] ⑥ 控除額の確認に当たっての留意事項

[正] ⑧ 控除額の確認に当たっての留意事項

以上